

裏面白紙

113

書類	昭和二十三年十二月二十二日起案	月	日發付	捺印	主務局、部
	起案者		捺印者		取扱者捺印
					案者捺印
					發付後起
					局部受月日發月日

(主務) 総務部長 (次官) 総務課長 課員 廣瀬
大臣 次官 畠山 副官 文書課長

人事部長

經理部長

調査部長

宇佐介

人事部長

經理部長

第二復員局 残務處理部 地方復員局 残務處理部 令課 大程

第一章 第二復員局 残務處理部

き、同部に左の圖八

第一條 復員局に第二復員局 残務處理部を置く。譯を置く。
第二復員局 残務處理部に文書譯、總務譯、人事譯、
業務譯、至理譯、資料譯、法務調查譯、車絡譯
を置く。

- 第一條 文書譯等における事務を掌る。
- 一部文書類の機密及公文卷送に關する事項
- 二 部長の官印及び部印の官字に關する事項
- 三 部内の任事及び取締に關する事項
- 四 部外との折衝以關する事項

海軍

主管

五 他の譯の所掌に屬しない事項

- 第三條 総務譯等にあつては左の事務を掌る。
- 一 海軍譯、半傍り、總務、人事、施設、財務等に關する事項
- 二 復員、下附に關する事項
- 三 制度並水道員に關する事項
- 四 人事上、周辺の洋外事項は關する事項
- 五 總務譯、人事譯及び業務譯の庶務に關する事項
- 六 業務處理上、周辺の事項は總務譯の所掌に關する事項

第四條 人事譯においては左の事務を掌る。

一 復員事務に關する事項

一般

二 復員未処理者の處理及び戦没者の戦没状況調査に
 間する事項

第五條 葉務課においては左の事務を掌る。

一 戰歿者及び傷病者の取扱並びに被抑留者に関する事項

二 働歴及び人事關係諸記録の整理及び保存に関する事項

第六條 経理課においては左の事務を掌る。

一 未復員者及び戦没者の給與費にに関する事項

二 給與及び経理の規定並びに監査証明に関する事項

三 収入、支出、給與及び契約に関する事項

四 補助金の回収に関する事項

五 資料の回収に関する事項

六 会計経理の実情処理に関する事項

海軍

第七條 資料課においては左の事務を掌る。

八 連合軍の要求に応する法務關係以外の各種資料の調査
 にに関する事項

九

九條 連絡課においては左の事務を掌る。

一 連合軍の要求に応する法務關係以外の各種資料の調査に
 に関する事項

十

十条 連絡課に於ける事務を掌る。

二 訟整理に関する事項

第十條

第十條 第二復員局法務處理部に部長を置く。復員事務官

此よりこれ以上は小復員局長の命を受けて、部務事務課理する。

第十一條 各課に課長を置く。復員事務官を以てこれに充てり、
部長の命令を受けて、各課の事務を司る。

第十二條 各課は庶二、各課長は庶長に準ずらしむ。

第二章 地方復員局残務処理部

第十三條 地方復員局残務処理部（大阪地方復員局残務
処理部を除く）（總務課、人事業務課、經理課、総務課直
轄）

前項以外上陸地車船所を置くもの所屬、名稱及び附

上陸地運輸課の

海

軍

在地は次のようにである。

所	属	名	在地
横須賀地方復員局残務処理部	函館上陸地連絡所	函館市	
佐世保地方復員局残務処理部	佐世保上陸地連絡所	佐世保市	
舞鶴地方復員局残務処理部	舞鶴上陸地連絡所	舞鶴市	

第十五條 大阪地方復員局残務処理部は、大阪地方復員局の
残務処理に関する事務を掌る。

- 第一項 公文書類の接受及び発送に関する事項
- 第二項 部長の官印及び部印の管掌に関する事項
- 第三項 部外との折衝に関する事項

第十六條 総務課においては、左の事務を掌る。

- 一、公文書類の接受及び発送に関する事項
- 二、部長の官印及び部印の管掌に関する事項
- 三、部外との折衝に関する事項

軍事病務處理所に關する事項、人事業務課、所事に屬する凡りを除く
軍他の詳所の所事に屬しない事項

三 事務官

第十六條 人事業務課においては、左の事務を掌る。

一 復員者、死没者、傷病者及び現況不明者の処理に関する事項

事項

二 傷歴の整理及び保存に関する事項

第十七條 経理課においては、左の事務を掌る。

一 並査、検査及公契約に関する事項

二 各の他会計経理の実行に関する事項

三 会計経理の残務処理に関する事項

四 海軍

第十八條 上陸地連絡所においては、左の事務を掌る。

上陸地における復員事務の調查と命令にに関する事項

項

第十九條 各地方復員局病務處理部に部長を置く。復員事務官はこれに充てられ、各部の部務を掌理する。

第二十條 合謀に謀長を、上陸地連絡所に所長を置く。復員事務官はこれを充て、部長の命を受け、各謀所の事務を掌る。

第二十一條 各詳及び上陸地連絡所に、各謀長及び上陸地連絡所長は、處長に准ずるものとする。